

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年1月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和3年1月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 榎田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

■■■■ m²、■■■■ ■■■■ m²、■■■■ ■■■■ m²、合計3筆 ■■■■ m²です。譲渡人は■■■■の■■■■、譲受人は■■■■の■■■■で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和3年1月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が■■■■で■■■■ m²となっています。

次に資料2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物については、■■■■で■■■■が■■■■ m²です。

機械の所有状況は、■■■■です。

農作業に従事する者としては、■■年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、■■の■■名で農作業経験もあり、申請地までの距離は■■ km内で移動時間は徒歩で■■分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

1番の農作業に従事する者の氏名は：■■■■■■■■、主たる職業：■■■■兼会社役員、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数：■■■■日、■■■■歳、主たる職業：■■■■■■■■、権利取得者との関係：■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、■■■■ m²です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■、■件、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされま

す。5ページの申請番号1番について、区分は使用貸借権、申請地が■、■、地目 ■、地積■㎡で、賃貸人は■、■、賃貸人は■、■です。

当該申請は一般住宅建築用地としての転用で、隣接地の状況は、北が町道と田、西が土地改良区の公衆用道路、南が田、東が宅地となります。雨水排水の計画は、宅内で集水して西側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地区分は、第1種農地ですが、既存の施設の拡張であることから、農地法施行規則第35条第5項の不許可の例外であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて、6ページ「議案第3号 非農地証明願について」説明をさせていただきます。

本件の申請地は、■、■㎡の総数■筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

7ページの1番については、■、■、地目 ■、地積■㎡であります。土地の所有者は■の■、利用状況は駐車場となります。申請地につきましては、■

■、非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、課税証明書であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書8ページ「議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」説明をさせていただきます。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定め、同条第3項に基づき公表するものとします。

本指針は、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正されたことにより規定されたもので、当農業委員会におきましても平成29年に制定したものでございます。この指針については、農業委員及び推進委員の改選期にあわせ、検証と見直し等を行うものでありますので、この度見直しを行うものでございます。

指針につきましては、9ページから12ページとなりまして、その内容につきましては、目標と推進方法を記載する必要があり、農地等の利用の最適化に関することに密接な項目を3点あげ、目標と推進方法をそれぞれ設定しているもので、令和5年度を目標として5カ年間の指針となっております。

それでは、本指針の3項目につきまして説明させていただきますので、まず、9ページ下段の第2具体的な目標と推進方法

の1. 遊休農地の発生防止・解消についてをご覧ください。

まず、管内の農地面積ですが、設定時の直近の1年間における転用面積約1.2haを1年間の減少面積として3年後の現状及び5年後の令和5年度の目標面積としています。()内が指針策定時の目標値であり、現状については目標と同じでしたので、令和5年度の目標面積も同じ面積としています。

遊休農地農地面積につきましては、設定時0haで現状も0ha、令和5年度の目標につきましても現状を維持し0haとしており、遊休農地となる恐れがある農地を発見しましたら所有者に利用意向を確認するとともに中間管理機構と連携し中間管理事業の活用を促し発生防止を図っていくものであります。

次に10ページ下段の2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてをご覧ください。

担い手への農地利用集積面積につきましては、設定時が276haで集積率が51.21%で、現状は309haで集積率が57.65%です。令和5年度の目標につきましては国が目標とする80%としており、その目標面積は427haとしており、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地所有者や利用権の設定期間が満了する農地所有者などに中間管理事業の活用を促し農地の集積・集約化を図っていくものであります。

次に11ページ下段の3. 新規参入の促進についてをご覧ください。

新規参入につきましては、設定時が、個人では、0経営体で法人では、1法人でミニトマト栽培0.2haとなっており、現状は個人法人ともに0経営体で、令和5年度の目標につきましては、個人法人ともに各1件としており経営面積は基本構想におけるハウストマト経営の新たに経営を営もうとする者が目標とする経営面積としています。また、県やJAなどの関係機関と連携し新規参入の促進を図っていくものであります。

最後に、本指針につきましては、本総会で可決後、告示を行い、法律で定める公表を行うこととしており、告示日を改正年月日である本日付けとし、告示後、町ホームページに掲載し、インターネットによる公表も行うこととしているものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 12 分]

(申請書回覧)

議 長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 22 分]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤 博幸委員」お願ひします。

伊藤委員 今後も拡大予定であり、2.3 年後には人を雇っていくとのことであり、問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「浅井 弘幸委員」のご意見をお願ひします。

浅井委員 長期の計画である報告を受けました。問題ないと判断し署名しました。

議 長 それでは、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願ひします。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに「花井 文彦委員」お願ひします。

花井委員 息子の家であるため問題ないと判断しました。

- 議 長 ありがとうございます。
次に「平野 洋二委員」のご意見を申し上げます。
- 平野委員 同じく息子の家を建築するとのことであり問題ないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 非農地証明願について」の「1番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。
続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

〔 休会 午後 7 時 31 分 〕

(届出書回覧)

議 長 それでは、届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7 時 38 分 〕

議 長 それでは報告第1号について、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。
(午後 7 時 39 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員